

提案地方公共団体等 提出資料

通番	ヒアリング事項	提出団体	ページ
21	水質汚濁物質の総量削減計画に係る国の協議・同意の一部廃止	兵庫県	1～14
22	災害時の臨港道路における放置車両対策の充実・強化	東京都	15～21
12	都市公園における運動施設の敷地面積に係る条例委任	岐阜県	22～31
4	公立大学法人に関する規制緩和 ア. 附属学校の設置 イ. 長期借入	兵庫県 新潟県	32～40
10	医薬品製造販売の地方承認権限の範囲拡大	富山県 奈良県	41～57
40	町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止	全国町村会	58～68

提案募集に関する内閣府ヒアリング提出資料

(水質汚濁物質の総量削減計画に係る国の協議・同意の一部廃止)

1	内閣府からの質問事項に対する回答	1
2	第7次水質総量削減における総量削減基本方針策定に向けた調査について (平成22年12月2日事務連絡)	7
3	瀬戸内海の現状	8
4	第7次総量削減に係る予定スケジュール	9
5	平成21年度政務大臣折衝時環境省提出資料	10
6	第7次総量削減基本方針(瀬戸内海抜粋)	13

平成27年7月7日 兵庫県

【提案募集に関する内閣府ヒアリング（H27.7.7） 兵庫県提出資料】

1 提案の趣旨

総量削減計画は、総量削減基本方針（以下、「基本方針」という。）に基づいて策定されるが、基本方針策定の際に都府県が削減目標量を算定し、加えて国が具体的施策の調査を実施し、その上で都府県と国とが入念に調整を行い削減目標量及び削減の基本的事項等を決定している。

また、都府県知事の意見聴取及び関係省庁との協議が行われている。

今回の提案は、現在の総量削減計画において削減目標量を達成しており、かつ新たに定める計画について、削減目標量を変えない場合には協議が不要というものである。

2 内閣府からの質問事項に対する回答

- (1) 総量削減計画の策定に係る環境大臣の同意付き協議の廃止について、昨年度も提案をいただいているが、今年度の提案は昨年度と比較して何が違うのか、改めてお示し頂きたい。

〔回答〕

「現在の総量削減計画において削減目標量を達成しており、かつ新たに定める計画について、削減目標量を変えない場合」という点が異なる。

- (2) 提案に「現在の総量削減計画において削減目標を達成しており、新たに定めようとする総量削減計画においても現状を維持するような場合」とあるが、兵庫県の総量削減計画では、発生源別（生活排水・産業排水・その他）の削減目標を達成している項目はあるが、総量で達成しているのは大阪湾に係る窒素含有量しかない。

貴県の想定している「削減目標を達成している場合」とは総量の削減目標量を指すのか、または発生源別（生活排水・産業排水・その他）の削減目標量を指すのか。

〔回答〕

例えば、第6次総量削減計画における削減目標量（平成21年度）と実績とを比較すると、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量すべてについて総量において既に計画を達成している。

また、第7次総量削減計画においては平成25年度実績でいずれの項目も削減目標量を達成している。

なお、「削減目標を達成している場合」とは総量の削減目標量を指す。

- (3) 貴県の想定が発生源別（生活排水・産業排水・その他）の削減目標量を指す場合、例えば窒素含有量について、生活排水における削減目標を達成していても、産業排水における削減目標量を達成していなければ、省略できるのは生活排水に係る部分のみとなり、窒素含有量そのものに関する同意付き協議は必要となる。このような仕組みを実現しても提案に記載があるような時間的問題について、あまり改善を図れないと思われるが如何。

〔回答〕

「削減目標を達成している場合」とは総量の削減目標量を指す。

- (4) 「現在の総量削減計画において削減目標を達成しており、新たに定めようとする総量削減計画においても現状を維持するような場合」とは法第4条の3第2項における削減目標量（1号）についての変更がなかった場合ということでしょうか。

〔回答〕

貴見のとおり。

- (5) 削減目標量が現状維持となった事例は、過去の第1次～第7次の総量削減計画では何例あるのか。提案県（兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合の構成団体）はもちろん、全国の県別のデータも可能な範囲でお示し頂きたい。

〔回答〕

瀬戸内海において第5次計画以降、削減目標量が現状維持となった府県は下表のとおり。なお、東京湾、伊勢湾のデータは把握していない。

【別表】瀬戸内海において削減目標量が現状維持となった府県
第6次計画において第5次計画と同じ削減目標量の県

COD	なし
窒素	なし
りん	香川

第7次計画において第6次計画と同じ削減目標量の県

COD	福岡
窒素	岡山、福岡
りん	岡山、福岡

- (6) 提案には、計画の期間中に、削減目標量を変更せず、達成の方途（2号）・その他必要な事項（3号）の変更を行った場合の国への同意協議（6項）が不要という趣旨を含んでいるということによいか。

〔回答〕

貴見のとおり。

- (7) 総量削減計画の期間中に、削減目標量を変更せず、達成の方途（2号）・その他必要な事項（3号）を変更したケースは何例あるのか。提案県（兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合の構成団体）はもちろん、全国の県別のデータも可能な範囲でお示し頂きたい。

〔回答〕

兵庫県で把握している範囲において、そのような例は無い。

- (8) 総量削減計画の期間中に、削減目標量を変更したケースは何例あるのか。提案県（兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合の構成団体）はもちろん、全国の県別のデータも可能な範囲でお示し頂きたい。

〔回答〕

兵庫県で把握している範囲において、そのような例は無い。

- (9) 支障事例及び効果として「時間がかかる（短縮できる）」旨を記載いただいているところだが、第4次見直しにおいて、事前調整を含めた標準処理期間（事前調整：1ヶ月、協議：40日）が設定され、その後は総量削減基本方針の改定がされておらず、次回（第8次総量削減基本方針）から適用があるもの。効果の検証がされていない現時点で提案をした趣旨についてお示し頂きたい。

また、期間内で処理できた場合でも提案を実現しなければならないような支障は生じるのか。

〔回答〕

本県の提案は、基本方針策定の際に、都府県知事の意見聴取及び関係省庁との協議が既に行われていることから、総量削減計画で同意付きの協議を撤廃してほしいというものである。

- (10) 第3次勧告を踏まえた政務折衝において、平成21年12月3日、環境省より「国に協議をかけ同意を得ることで、「計画達成の方途」や「その他必要な事項」の重要な内容である、浄化槽や浚渫などの国の財政的支援を伴う事業に対する国の協力を担保できることとなる」との見解が示されているが、これに対する兵庫県としての考えをお示し頂きたい。

〔回答〕

基本方針の策定の際に、国が下水道、浄化槽、浚渫などの国の財政的支援を伴う事業関係の調査*を行い、その後、省庁協議及び公害対策会議の議を得るため、ご質問の内容は担保できるものと考えている。

※例：「第7次水質総量削減における総量削減基本方針策定に向けた調査について」（平成22年12月2日付け事務連絡）

なお、平成21年の地方分権改革推進委員会第3次勧告では、「第4条の3第3項に基づく同意協議については、廃止等する（ただし、2項1号に係る部分（発生源別の汚濁負荷量の削減目標）に限り同意協議を許容）」とされており、今回の提案は、それに沿うものと考えている。

- (11) 昨年度の提案募集において、環境省の第2次回答に「「達成の方途」及び「その他必要な事項」として、国の補助金等を受けて地方自治体が行う事業、国と複数の地方自治体が一体的に行う事業が含まれ、国の財政的支援が伴う施策など国が主体となる施策と密接に関係する施策や複数の都道府県にまたがる施策が多いため、国の施策と整合し、かつ、極力効果的・効率的なものである旨の確認が必要不可欠であることから、環境大臣への協議は存置する必要がある」との見解が示されているが、これに対する兵庫県としての考えをお示し頂きたい。

〔回答〕

基本方針の策定の際に、国が下水道、浄化槽、浚渫などの国の財政的支援を伴う事業関係の調査を行い、その後、省庁協議及び公害対策会議の議を得るため、ご質問の内容は担保できるものと考えている。

- (12) 国が策定する基本方針では指定水域全体の発生源別（生活排水・産業排水・その他）の水質汚濁物質の削減目標量が定められている一方で、各都府県が作成する計画では、都府県ごとの発生源別の水質汚濁物質の削減目標量が定められているが、これは各都府県が独自に設定したものを国と協議しながら決定しているのか。

また、指定水域に属する他の都府県とはどのように調整を図っているのか。

〔回答〕

先に述べたとおり、基本方針策定の際に既に都府県と国とが調整の上、削減目標量及び削減の基本的事項等を決定している。

なお、基本方針策定の際に、指定水域に属する他の都府県との調整は、環境省が行っており、総量削減計画策定の際には、再度の調整は不要と考えている。

事務連絡

平成22年12月2日

関係各都府県水質保全担当課
総量削減担当官 殿

環境省水・大気環境局
閉鎖性海域対策室

第7次水質総量削減における総量削減基本方針策定に向けた調査について

水環境保全行政の推進につきましては、日頃よりご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

11月11日(木)に開催しました「第7次水質総量削減における総量規制基準設定等に係る都府県担当者説明会」にて説明させていただいたとおり、第7次総量削減基本方針の策定に向けて、「①削減目標量試算調査」、「②削減目標量達成のための施策内容調査」の2つの調査票(EXCEL)を送付いたします。また、様式43未提出の都府県におきましては「③第6次水質総量削減計画のレビュー調査」を送付いたします。

貴自治体におかれましては、入力要領等をご覧いただいた上で、各調査票にご入力いただき、①及び②につきましては**平成22年12月24日(金)**厳守で下記提出先にご返送いただきますようお願いいたします。また、③につきましては平成23年1月14日(金)までにご提出ください。

なお、今回送付した「削減目標量試算調査」の調査票に入力されている平成21年度データは、暫定値が格納されています。平成21年度値が確定した都府県におきましては、希望があれば平成21年度値を確定値に差し替えた調査票を再作成し、発送します。

ご多忙中のところ大変恐縮ではありますが、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

業務請負者<調査票提出先、作業内容に関する問い合わせ先>

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-4-6

株式会社 数理計画 数理計画本部(担当:丹下、井上、渡辺)

TEL. 03-5210-9002 FAX. 03-5210-9447

E-mail: tange@sur.co.jp(丹下)

inoue_emi@sur.co.jp(井上)

watanabe_hitoshi@sur.co.jp(渡辺)

<調査全体に関する問い合わせ先>

〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

環境省水・大気環境局

閉鎖性海域対策室総量規制係(担当:石丸)

TEL. 03-3581-3351 内線6664

03-5521-8320(直通)

FAX. 03-3501-2717

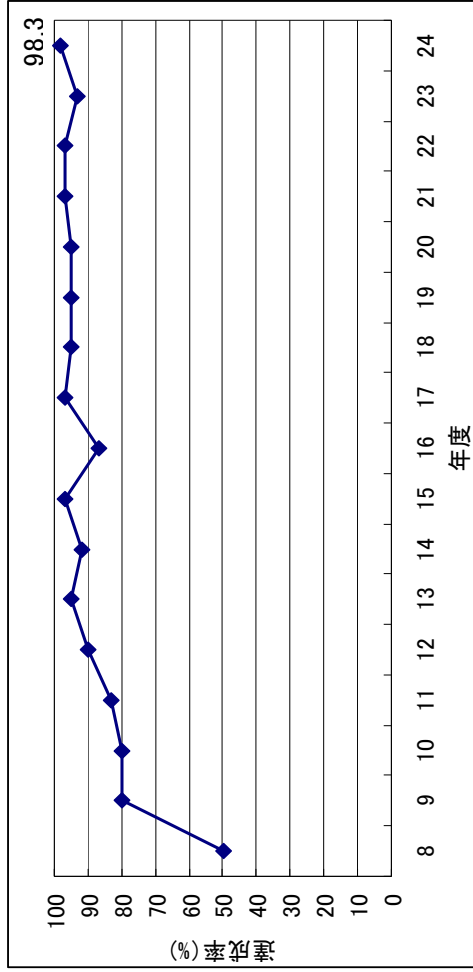
E-mail: AKIKO_ISHIMARU@env.go.jp



現在の瀬戸内海

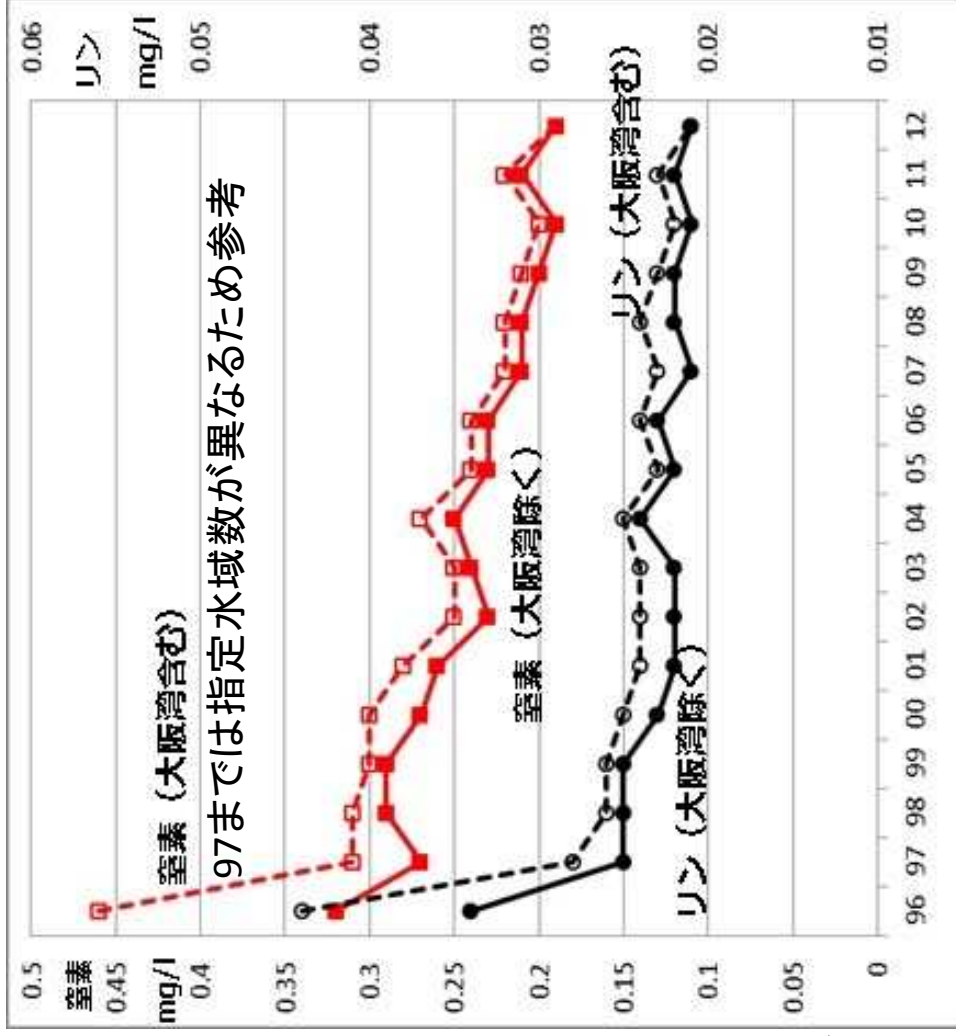
各種施策により瀬戸内海の水質は改善が進んだが...

窒素・リン環境基準達成率は、
瀬戸内海全域で98.3% (H24)



瀬戸内海の窒素・リン環境基準達成率

窒素・リン濃度の急激な低下



瀬戸内海の窒素・リン濃度(水質常時監視)

第7次水質総量削減に係る予定スケジュール

H23.9作成

年月	総量規制基準	総量削減計画
平成21年2月	第7次水質総量削減の在り方について（諮問）	
	中央環境審議会 総量削減専門委員会における第7次総量削減の在り方審議	
平成22年3月	第7次水質総量削減の在り方について（中環審答申）	
平成22年5月	第7次総量規制基準の設定方法について（諮問）	
	中央環境審議会 総量規制基準専門委員会における第7次総量規制基準の設定方法審議	
平成23年1月	第7次総量規制基準の設定方法について（中環審答申）	
2月	総量規制基準の設定方法パブリックコメント	関係都道府県における平成26年度目標量確定
3月	総量規制基準設定方法告示（国）	
4月		
5月		総量削減基本方針に係る調整 ・都府県知事の意見聴取 ・関係省庁協議 ・公害対策会議の議
6月		総量削減基本方針策定（国）
7月	関係都道府県における 総量削減計画策定、総量規制基準設定に向けた作業	
8月		
9月		
10月		
11月		総量削減計画に係る調整 ・協議（関係省庁、関係省庁）、公害対策会議
12月		
平成24年1月		
2月	総量規制基準設定（都府県公示）	総量削減計画策定（都府県公示）
	周 知	
5月	第7次総量規制基準（新增設分）適用開始	
	第7次総量規制基準（既設分）対応準備期間	
平成26年4月	第7次総量規制基準全面適用開始	

都道府県別の
削減目標量を
国が決定

水質総量削減制度の概要

総量削減基本方針(環境大臣)

目標年度、削減目標量、削減に関する
基本的事項

総量削減計画(都道府県知事)

生活系、産業系、その他系別の削減目標量、
達成の方途、その他必要な事項

- ・水質汚濁防止法第4条の2
- ・都府県知事意見聴取
- ・公害対策会議の議を経る

- ・水質汚濁防止法第4条の3
- ・公害対策会議の議を経て
環境大臣が同意

・国の直轄・補助事業と一
体となった対策が不可欠
・複数の都道府県にまたが
る水域を一体として捉え
た統一的対策が必要

総量規制基準

- ・日平均排水量50m³以上
の特定事業場に対する
負荷量(=濃度×水量)
の規制

削減指導等

- ・小規模事業場対策
- ・未規制事業場対策
- ・農業、畜産業対策
等

事業の実施

- ・下水道・浄化槽等の整備
- ・干潟・浅場の造成、藻場の保全等
- ・底質汚泥の浚渫・覆砂
- ・河川、水路等の直接浄化
(国の補助金等で支援されているものが数多く含まれる)

水質汚濁防止法における水質総量削減

(1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準(濃度基準)のみによっては、化学的酸素要求量(COD)、窒素、りんの環境基準達成が困難な、人口・産業が集中する広域的な閉鎖性海域を対象として、海域に流入する汚濁負荷を総合的に削減する制度。
昭和54年以降、5年ごと6次にわたり実施(第6次水質総量削減の目標年度:平成21年度)。

(2) 指定項目: 化学的酸素要求量(COD)、窒素、りん
(窒素・りんは第5次総量削減から指定項目)

(3) 指定水域・指定地域

東京湾

・埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の
関係地域

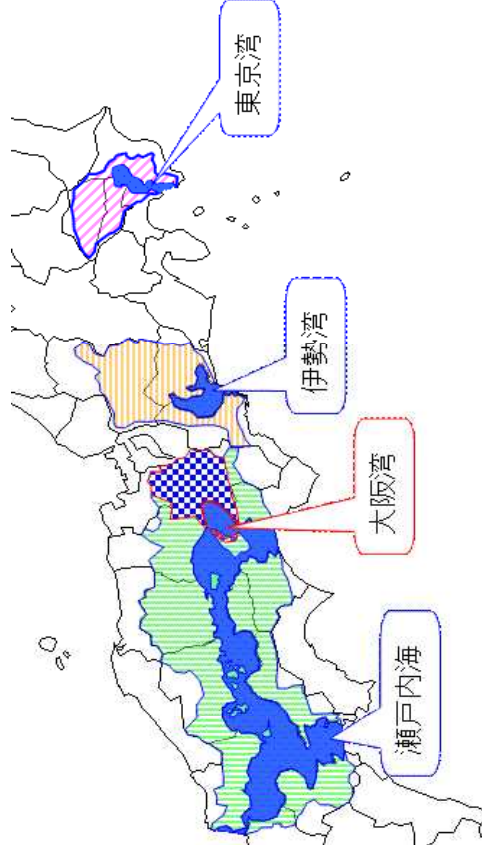
伊勢湾

・岐阜県、愛知県、三重県の関係地域

瀬戸内海 (瀬戸内海環境保全特別措置法にて指定)

・京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県
の関係地域

指定水域と指定地域(瀬戸内海含む) (20都府県の関係地域)



化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る
総量削減基本方針

(東 京 湾)

(伊 勢 湾)

(瀬 戸 内 海)

平成 2 3 年 6 月

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針

(瀬戸内海)

この総量削減基本方針は、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第12条の3及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の2の規定に基づき、瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項及び水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第3号に規定する区域について、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量で表示した汚濁負荷量の総量の削減に関し基本的な事項を定めるものである。

ただし、この総量削減基本方針に基づく総量削減計画が定められるまでの間においては、平成18年11月21日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）は、なおその効力を有する。

(3) りん含有量について

表5 発生源別の削減目標量

(単位：トン/日)

	削減目標量	(参考) 平成21年度における量
生活排水	10.7	11.4
産業排水	7.0	6.5
その他	9.7	10.1
総量	27.4	28.0

表6 府県別の削減目標量

(単位：トン/日)

	削減目標量	(参考) 平成21年度における量
京都府	1.2	1.2
大阪府	3.6	4.0
兵庫県	2.8	2.9
奈良県	0.8	0.9
和歌山県	1.2	1.2
岡山県	2.4	2.3
広島県	2.4	2.5
山口県	2.0	1.8
徳島県	1.5	1.4
香川県	1.7	1.7
愛媛県	4.6	5.0
福岡県	0.8	0.5
大分県	2.4	2.6
総量	27.4	28.0

2. 目標年度

目標年度は平成26年度とする。

3. 汚濁負荷量の削減の方途

大阪湾においてはさらに海域の水環境改善を図ることを目途として、また、大阪湾を除く瀬戸内海においては現在の水質からの悪化を防ぐことを目途として、次の施策を推進することにより、削減目標量の達成を図る。

- (1) 地域の実状に応じ、下水道整備を促進するほか、浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等各種生活排水処理施設の整備を進めるとともに、生活排水処理の高度化及び適正な維持管理の推進等の生活排水対策を計画的に推進すること。

加えて、合流式下水道の改善の取組を推進すること。